

平成29年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 平成29年12月19日 午後 1：30

○閉 会 午後 4：08

○出席議員（20名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 伊 藤 榮 悦
7 番 佐 藤 敏 雄	8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武
10 番 千 田 正 英	11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理 恵子
13 番 鈴 木 壯 二	14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄
16 番 大 谷 貞 廣	17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和
19 番 鈴 木 斌次郎	20 番 藤 原 幸 雄	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	総 務 部 長 栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長 伊 藤 巧
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水道局長 村 山 久 尚
教 育 部 長 菅 原 剛	農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝
選挙管理委員会・監査委員事務局長 児 玉 正 生	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
産 業 課 長 櫻 庭 春 樹	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------

平成29年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成29年12月19日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第51号 潟上市防災・健康拠点施設設置条例（案）について
- 日程第 2 議案第52号 潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第53号 潟上市児童館設置条例及び潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第54号 潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第55号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第56号 潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第57号 潟上市立認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第58号 天王本郷自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第59号 潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第60号 平成29年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について
- 日程第11 議案第61号 平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第12 議案第62号 平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第13 議案第63号 平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第14 議案第64号 平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

- 日程第 1 5 議案第 6 5 号 平成 2 9 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 1 6 議案第 6 6 号 平成 2 9 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 7 議案第 6 7 号 平成 2 9 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(案) について
- 日程第 1 8 陳情第 7 号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳
情
- 日程第 1 9 陳情第 8 号 消費税を 1 0 % に増税することを中止とすることを国に求
める意見書採択に関する陳情
- 日程第 2 0 陳情第 9 号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択につい
ての陳情
- 日程第 2 1 陳情第 1 0 号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者
の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書
- 日程第 2 2 陳情第 1 1 号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出
の陳情書
- 日程第 2 3 議案第 6 8 号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正
する条例 (案) について
- 日程第 2 4 議案第 6 9 号 潟上市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例 (案) について
- 日程第 2 5 議案第 7 0 号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例 (案) について
- 日程第 2 6 議案第 7 1 号 平成 2 9 年度潟上市一般会計補正予算 (第 7 号) (案) に
ついて
- 日程第 2 7 議案第 7 2 号 平成 2 9 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 2 8 議案第 7 3 号 平成 2 9 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 4 号) (案) について
- 日程第 2 9 議案第 7 4 号 平成 2 9 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 4 号) (案) について

日程第 3 0 議案第 7 5 号 平成 2 9 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
(第 4 号) (案) について

日程第 3 1 議案第 7 6 号 平成 2 9 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
(案) について

追加日程第 1 緊急質問の件について

午後 1時30分 開会

○議長（藤原幸雄） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、本日19日付で、議案第68号、潟上市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてから議案第70号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）についてまでの条例改正案3件並びに議案第71号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてから議案第76号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてまでの補正予算案6件、計9議案が追加提出されております。議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第67号の採決後に日程第23から日程第31までとし、本日の本会議で取り扱うこととしたのでご報告致します。

ここで藤原市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 審議に先立ちまして、追加提案しました条例案3件及び補正予算案6件の概要について申し上げます。

先の国会において審議中でありました人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が12月8日に成立し、近日中に公布及び施行される見通しとなりました。それに伴い本市においても早期の条例改正等が必要となり、追加提案をしたものであります。

条例案については、市議会議員及び市長、副市長、教育長の期末手当並びに一般職の職員の勤勉手当について支給割合の改定を行うものであり、補正予算案については、条例改正を伴うものとなります。

詳細については、この後、総務部長が説明致しますので、ご審議のほど、宜しくお願い致します。

以上でございます。

【日程第1、議案第51号 潟上市防災・健康拠点施設設置条例（案）について から
日程第22、陳情第11号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の
陳情】

○議長（藤原幸雄） 日程第1、議案第51号、潟上市防災・健康拠点施設設置条例（案）

についてから日程第22、陳情第11号、国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情までを一括議題とします。

常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、常任委員長報告の後、議案、陳情等については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。平成29年度各会計補正予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。2番堀井総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（堀井克見） 私から、平成29年第4回定例会総務文教常任委員会の審査報告を致します。

平成29年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成29年12月11日
2. 出席委員 戸田俊樹、鈴木壮二、児玉春雄、伊藤正吉、藤原幸雄、佐藤義久、堀井克見、全員であります。
3. 説明当局 総務部長、教育部長、選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、議会事務局長、各関係課長であります。
4. 書記 教育部 教育総務課 佐藤洋平さんをお願い致しました。
5. 審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第51号、潟上市防災・健康拠点施設設置条例（案）について申し上げます。

本条例は、平成30年3月に完成予定の潟上市防災・健康拠点施設の設置及び管理に関する事項を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により条例で定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

委員からは、研修室の使用料金の設定根拠について質問がありました。

当局からは、公民館等の類似施設を参考に料金を設定したとの回答がございました。

本案は、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(案) について申し上げます。

本条例は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

本案は、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、潟上市児童館設置条例及び潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本条例は、潟上市若竹児童センター及び飯田川児童クラブの移転に伴い、関係条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本条例は、平成30年1月1日から供用開始を予定している飯塚自治会館の設置及び管理について定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、潟上市立認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本条例は、「認定こども園昭和中央保育園」、「潟上市立昭和東保育園」及び「潟上市立昭和西保育園」を統合し、新たに幼保連携型認定こども園として「潟上市立昭和こども園」を設置することに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、昭和3園の跡地の利活用について質問があり、当局からは、地域の代表者と協議中であるとの回答がございました。

本案は、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、天王本郷自治会館の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案は、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、潟上市有線放送電話施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

本案は、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情等について申し上げます。

陳情第7号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について。

本陳情は、森林環境の保全は土砂災害防止や水源涵養機能はもちろん、飲用水や水産資源にまで影響を及ぼし、我々の暮らしに大きな恵みをもたらすことから賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第8号、消費税を10%に増税することを中止とすることを国に求める意見書採択に関する陳情であります。本陳情は、消費税の引き上げは法で定められているものの、税率の引き上げは地方経済の悪化を招くことが懸念されることから、全会一致で、継続審査すべきものと決しました。

次に、陳情第9号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情であります。本陳情は、核兵器は市民の安全を脅かすことから、全会一致で、採択すべきものと決しました。

以上申し上げまして、総務文教常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第51号、潟上市防災・健康拠点施設設置条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしの声がございます。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） なしの声がございます。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員でございます。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(案) について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸雄) 起立全員です。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、潟上市児童館設置条例及び潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) なしの声がございます。なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしの声がございます。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸雄) 起立全員です。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、潟上市自治会館設置条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、潟上市立認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 委員長の報告の中で最後の方、昭和3園の跡地の利活用、そして地域の代表者と協議中とありますけれども、これは建物は全部ほごす、あるいは土地だけ、跡地というから土地の分だけでしょうか。それから、地域の代表者というのは、どういう人方で構成されているものでしょうか。その辺ひとつお聞きします。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井委員長。

○総務文教常任委員長（堀井克見） 3番佐々木議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目は、3園が統合するというところで、その跡地活用云々に関する今質問だと思いますが、基本は報告申し上げましたとおり地域の代表者と今検討中であると言い、ですから現在進行形で何も決定は見えてないと。その決定するための協議を進めているという説明でございました。

ちょっと深掘りしますけれども、3園の統合ということで佐々木議員の地元であります東保育園ですか、これはですね、建物はあのおり立派ですから、漁労具の展示等々を、これも提案、協議の最中でありまして、決定ではありませんが、そういうものの展示をして効率活用を図ったらどうかということを当局並びに、また地域の皆さんから意見交換をされているという状況下にあるということでした。ただ、決定ではありません。

今一つは中央保育園でありますけれども、これはご案内のとおり大豊小学校の隣に隣接しております。大豊小学校の駐車場が狭いと、狭隘であるというふうなこともありまして、あそこは解体して更地にして、それを旨とした活用方を考えておると。ただ、これも協議中であり、決定ではないと、そういう方向だと。

それから最後に西保育園でありますけれども、野村と言いましょか、あそこも集会

所があります。建物そのものも相当劣化してありまして、ご案内のとおり。ですから、あれも中央と同じで解体をし、更地にして、その施設の駐車場等々で活用したいという協議、現在進行形という旨の3つのそれぞれの保育所の跡地活用のお話がありました。答弁というよりも、これは私どもに議案として付託されたわけでもありませんけれども、質疑の流れの中で質疑されまして議論されました。しかしながら、今後の活用が大事だということで、あえて委員長報告に載せさせていただいたということであり

ます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 方向性についてはわかりましたけれども、地域の代表者というのはどういう方々ですか。わかりませんか。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井委員長。

○総務文教常任委員長（堀井克見） まさに書いて字にあるごとく、地域を代表する方々と、それ以上も以下も特別な質疑はありませんでした。ですから、その定義と言いましようか、例えば自治会の代表なのか、部落会の代表なのか、そこまでは掘り下げた質問質疑はしませんでしたし、地域の代表する方ということで我々委員会としてもよしとし、こういう報告をさせていただいたということです。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員、よろしゅうございますか。

○3番（佐々木嘉一） はい。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。4番小林議員。

○4番（小林 悟） 1つお聞きします。やはり同じような内容ですけれども、今、協議中と書かれております。これはいつまでという、その期限は出されたものでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井委員長。

○総務文教常任委員長（堀井克見） お答え致します。

当局の方からいつまでという期限の設定だとか断言した言明はありませんでした。しかしながら、時系列の流れとして4月1日から新しい認定こども園がオープンするわけですから、それ以降に解体をし、そしてしかるべきときに活用を図ると委員会としては受け止めたということであり

ます。

○議長（藤原幸雄） 4番小林議員。

○4番（小林 悟） 了解しました。できましたら4月1日ということなので、4月1日

までは決めてもらえれば大変ありがたいと思います。

以上、終わります。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、天王本郷自治会館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、潟上市有線放送電話施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第7号、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） 委員長、ご苦労様でございます。私から1点だけ確認の意味で質問したいと思うんですけれども、この件に関しては前回の継続審査ということであったと思うんですが、この度は採択に至ったということであります。これは秋田県で似ているような森を守るようなそういう徴収税というか、水と緑の森づくり税みたいなやつやっているとと思うんですけれども、それと二重徴収になってくるのではないかなと私は思うんですが、その辺について審議はあったものでしょうか。その点お尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井委員長。

○総務文教常任委員長（堀井克見） 7番佐藤議員にお答えをさせていただきます。

この森林環境税なんですけど、そのことも秋田県の緑と環境の税とのダブリがあるんじゃないかという議論をしました。しかしながら、この状況の中では、今の状況の中では、それを断定するには至らずと。前回は継続であって今回は賛成多数とはいえ採択されたということは、既に皆さんもご案内のとおり、マスコミ、新聞紙上で、国が国の全体の森林を守っていかなければ、報告にありますように国民生活に密着な関係があると。ですから、いよいよ税負担は大変なことだけれども、国としてもその方向性をもうほぼ打ち出すということが報じられております。そういう中で我々地方としても当然、秋田県では先駆けてやっているわけですが、そういうことと相まって、これはもういよいよはっきりした結論を出さなきゃならないと。ましてや我々、今任期最後でありますから、方向性だけは出しておかないといけないのではないかなということをいろいろ議論しまして、結果こういう採択に至ったという流れであります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 佐藤議員、よろしゅうございますか。

○7番（佐藤敏雄） ありがとうございます。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立多数です。したがって、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

次に、陳情第8号、消費税を10%に増税することを中止とすることを国に求める意見書採択に関する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 消費税を10%にするということについては、政府としても今まで2回ほど中止をしてまいりました。それはやはり消費税8%になってから、かなりの経済的ないろいろな不具合が生じているということからだと思います。それで、消費税8%になってからどのような日本経済の動きがあったのか、そこら辺のことについて議論したのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井委員長。

○総務文教常任委員長（堀井克見） 8番藤原議員にお答えさせていただきます。

5%が8%になったと。再来年は10%と。これはやはり国の、国でもう法律で決めました。決まっております。我々は、基本、高いより安い方がいいという議論もしましたけれども、法治国家であるがゆえに、しかもまた国の財源というものをある程度確保しないと、この先、国全体も立ち行かなくなるというところまで議論を致しました。

ちなみに、1%上がることによって2兆円です。そして2%で4兆円になります。そういう背景が予測されると。しかしながら、やはり市民、国民の痛みもまたこれも無視できないということで、もう少し将来どういう変化があるのかということを経々に判断することなく、もう少し状況を、これだけは見なきゃならないんじゃないかということ

で、いろいろ議論はしましたけれども継続という結論に、全会一致でもって継続という結論に至ったという経緯であります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 8番、よろしゅうございますか。

○8番（藤原典男） はい。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 陳情第8号、消費税を10%に増税することを中止とすることを国に求める意見書採択に関する陳情について、私はこの陳情は採択すべきだという意見を述べたいと思います。

税率8%へ増税後、国内総生産は落ち込み、個人消費や実質賃金の減少が続いております。来年度は、医療、介護、年金、生活保護など社会保障制度は国民負担が増加したり給付の改悪が行われる予定です。国民生活はますます厳しくなっていくものと思われ

ます。この経済状況で税率を10%にすると、低所得ほど負担が重くなり、また、日本の経済はますます財布のひもが固くなり、消費は伸び悩み、落ち込みが予想されます。中小企業や小規模事業者の経営は大変です。地域経済を守り、衰退をさせないためにも、10%への消費税増税は中止すべきだと思い、この陳情の採択を望むものです。

以上で討論を終わります。

○議長（藤原幸雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立多数です。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定になりました。

次に、陳情第9号、核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情

について質疑を行います。質疑ありませんか。7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） 委員長、お疲れさまです。この件につきましても1点確認の意味で質問させていただきます。

私もこの前回、一般質問でもやりまして、今も全国ニュースでも多く取り上げられていることから、これは賛成ということで採択になっております。どのような経過で、ここには書いてあるんですけども、核兵器は市民の安全を脅かすことから全会一致ではなっておりますが、参考の意味で、ほかに審議とか意見があったものなのか、その辺について教えていただければと思いますけれども、お願い致します。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井委員長。

○総務文教常任委員長（堀井克見） 佐藤議員にお答えをさせていただきます。

報告は、全会一致で批准をすべきだということで採択をしたわけですが、これご案内のとおり日本の立ち位置、これ国際的な問題です。一方においては、東側の今、北朝鮮をはじめとする大変東南アジア全体が、中国を含めて大変な状況に至っていると。戦後72年になるわけだけでも、要は日本の国も安保条約の中で生かされてきたという経緯、これまた動かない事実です。要は、アメリカのポチになりすぎちゃって、広島に核爆発を受けてもこれを批准しないのはいかなものかというらしき議論もしました。しかしながら、やはり原爆というものは怖いよねと、だめだよと、市民目線に見た場合、そういうことの話が集約されまして、今回は全会一致で批准すべきだと。そして、やはり声を声高に上げて行って、核兵器の廃絶を訴えるべきがやはり市民、国民の声じゃないかなということでこの結論に至ったと、そういうことです。

○議長（藤原幸雄） いいですか。

○7番（佐藤敏雄） ありがとうございます。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。9番西村社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（西村 武） それでは私から、社会厚生常任委員会審査報告をさせていただきます。

平成29年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告をさせていただきます。

1. 審査年月日 平成29年12月11日

2. 出席委員 佐々木嘉一、千田正英、大谷貞廣、菅原久和、藤原典男、西村 武
の全員でございます。

3. 書 記 市民福祉部 長寿社会課 浦田陽子さんをお願いしております。

4. 審査の経過と結果について

陳情第10号、「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書について。

本陳情は、介護保険制度の維持に介護報酬の引き上げと介護従事者の処遇改善は必要であることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第11号、国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書について。

本陳情は、現在以上に保険料を上げないことを県へ求めるものですが、国民健康保険の安定的な運営に必要とされる財源に言及していないため、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（藤原幸雄） これで、社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました陳情第10号、「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸雄） 質疑なしの声がございます。質疑なしと認め、これで質疑を終わり

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸雄) 起立全員です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

次に、陳情第11号、国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 質疑なしの声がございます。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番藤原議員。

○8番(藤原典男) 陳情第11号、国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書について、私はこの陳情は採択すべきだという立場から討論致します。

2018年4月より国保が都道府県単位化となります。県議会への第1回目の保険料試算では、12市町村で保険料が引き上げられる結果となっており、第2回目の試算はまだ表わされておられません。保険料は、被保険者の暮らしを大きく左右する問題です。払いたくとも高くても支払いが困難だという声も多数聞かれます。これまで低所得者の保険料軽減や市民の健康増進に頑張ってきた市町村にとって、どうなるのか心配するところです。陳情の内容は、1つは、事業費納付金標準保険料試算を一刻も早く公表すること、2つ目は、2018年度以降も現在以上に保険料を上げないこと、払える保険料にすること、3つ目は、一般会計法定外繰り入れ、保険料決定など市町村における独自の権限を侵害しないこと、4つ目が、準備が整わないままの拙速な実施はせず延期することも検討すること、そして5つ目は、国に対し国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を求めることを謳っております。どれも正当なものと思い、陳情採択への賛成討論と致します。

以上です。

○議長（藤原幸雄） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。
この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立多数です。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定になりました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。4番小林産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（小林 悟） それでは、平成29年第4回定例会産業建設常任委員会審査報告を致します。

平成29年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成29年12月11日

2. 出席委員 鏡 仁志、澤井昭二郎、伊藤榮悦、佐藤敏雄、鈴木斌次郎、菅原理恵子、小林 悟、全員であります。

3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、農業委員会事務局長、各関係課長

4. 書記 産業建設部 産業課 澤井 潤さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

議案第54号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、土地改良法等の一部改正に伴い、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の関係部分を改正するもので、第7条中「第88条第1項」を「第87条の5第1項」に、第8条中「第113条の2第2項」を「第113条の3第2項」に改めるものであります。

委員からは、突発事故に対応する改正と聞いているが、突発事故とはどのような内容か質問があり、当局からは、農業用排水ポンプ等に落雷し動かなくなった場合やパイプラインの破損が主なもので、その事故等に対応するための土地改良法等の改正であるとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。
本条例は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い道路占用料の額を定めるため、条例の関係部分を改正するものであります。

この条例改正により、平成30年度予算では約3万2,000円の減額になるとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸雄） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第54号、潟上市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） なしの声がございます。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしの声がございます。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番佐藤予算特別委員長。

【予算特別委員長の報告】

○予算特別委員長（佐藤義久） 平成29年第4回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成29年12月11日、19日

2. 出席委員 鏡 仁志、堀井克見、佐々木嘉一、小林 悟、澤井昭二郎、
伊藤榮悦、佐藤敏雄、藤原典男、西村 武、千田正英、戸田俊樹、
鈴木壮二、児玉春雄、大谷貞廣、伊藤正吉、菅原久和、鈴木斌次郎、
藤原幸雄、菅原理恵子、佐藤義久

3. 説明当局 市長、各関係部課長

4. 書記 議会事務局 石川保則さんを指名してございます。

5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました議案第60号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてから議案第67号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまでを先般12月11日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、債務負担行為として農業経営等復旧・再開支援対策事業が計上されているが、事業の内容について。

第2点として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金について、今の時点でシステム改修を補正する事情はどのようなものかについて。

第3点、農業振興費の機構集積協力金交付事業費補助金の内容について。

第4点、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金について。

第5点として、クリーンセンター費の修繕料の内容について。

第6点として、下水道事業特別会計補正予算で繰入金が減額となった理由について、

などの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査致しました。

分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日19日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第60号から議案第67号までについては、採決の結果、原案どおり可決すべきものと決したものであります。

以上、予算特別委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸雄） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第60号から議案第67号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案については、簡易採決により採決したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認め、したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第60号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしの声がございます。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

(「議長、休憩してほしい」の声あり)

○議長(藤原幸雄) 暫時休憩します。

午後 2時32分 休憩

午後 2時43分 再開

○議長(藤原幸雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第23、議案第68号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案)について から 日程第31、議案第76号 平成29年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)について】

○議長(藤原幸雄) 日程第23、議案第68号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案)についてから日程第31、議案第76号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)についてまでを一括議題とします。

議案第68号から議案第76号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長(栗山隆昌) それでは、追加提案させていただきました議案についてご説明申し上げます。

追加提案の議案書の1ページをお開き願います。

議案第68号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案)について。

潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月19日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由

一般職の職員の給与改定により期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分

を改正するものである。

次のページをご覧ください。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

後ほど議案第70号でも説明致しますが、県の人事委員会勧告により一般職の職員について勤勉手当の支給割合を年間0.05カ月分引き上げる条例案を提出しております。

本条例案の支給割合につきましては、一般職の職員の支給割合の引き上げを参考としており、第1条では、平成29年度分の支給割合として「1.525カ月」から「1.575カ月」に改め、第2条では、平成30年度分の支給割合として「1.575カ月」から「1.55カ月」に改めております。

年間の支給割合につきましては、平成29年度が6月期1.525カ月、12月期1.575カ月となり、3.1カ月、平成30年度については、6月期、12月期、ともに1.55カ月であるため、3.1カ月となります。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案書の3ページをお願い致します。

議案第69号、潟上市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月19日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由

一般職の職員の給与改定により期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものである。

次のページをご覧ください。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

先ほどの議案第68号と同様、期末手当の支給割合を年0.05カ月引き上げるものでございます。

第1条では、平成29年度分の支給割合として「1.525カ月」から「1.575カ月」に改め、第2条では、平成30年度分の支給割合として「1.575カ月」から「1.55カ月」に改めております。

年間の支給割合につきましては、平成29年度及び平成30年度、ともに3.1カ月となり

ます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案書の5ページをお願い致します。

議案第70号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月19日提出 潟上市長 藤原一成

提案理由

秋田県人事委員会の勧告を参考とし、勤勉手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものである。

次のページをご覧ください。

主な改正内容についてご説明申し上げます。

秋田県人事委員会が県に10月勧告した職員の給与等に関する報告及び勧告によりますと、実施した民間給与の調査結果が県職員給与より平均268円、0.07%上回っていたものの、差が小さいことから、給料表の改定については行わないこととしております。

また、期末勤勉手当については、民間の支給割合が年間4.16カ月と県の4.1カ月上回っている状況であることから、0.05カ月引き上げ、年間4.15カ月にすべきとしております。

本市におきましては、県を参考とし、勤勉手当の支給割合を0.05カ月引き上げ、年間1.65カ月とし、期末手当の年間支給割合2.5カ月と合わせて4.15カ月とするものであり、本条例案の第1条では、平成29年度分の勤勉手当の支給割合を改めており、一般職の職員については「0.8カ月」から「0.85カ月」、再任用職員については「0.375カ月」から「0.425カ月」に改めております。

第2条では、平成30年度分の勤勉手当の支給割合を改めており、一般職の職員については「0.85カ月」から「0.825カ月」に、再任用職員については「0.425カ月」から「0.4カ月」に改めております。

年間の支給割合につきましては、附則の施行により、平成29年度及び平成30年度、ともに一般職の職員が1.65カ月、再任用職員が0.8カ月となります。

また、第2条では、時間外手当の支給に係る時間単価の算出方法についての規定整備を行っており、国家公務員法に準拠していた算出方法を労働基準法に準拠した算出方法

へ改めております。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

それでは、議案書の8ページをお開き願います。

一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案第71号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について。

別冊のとおり。

平成29年12月19日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第7号）の1ページをお願い致します。

議案第71号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ558万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億3,988万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、給与改定に伴う人件費であり、市議会議員分が41万9,000円、特別職分が6万円、一般職の職員分が471万3,000円、特別会計の繰出金が39万1,000円でございます。

次に、議案書の9ページをお願い致します。

議案第72号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成29年12月19日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第72号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,723万3,000円とするものでございます。

補正の内容は、職員の人件費でございます。

次に、議案書の10ページをお願い致します。

議案第73号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成29年12月19日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第73号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,099万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、職員の人件費でございます。

次に、議案書の11ページをお願い致します。

議案第74号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成29年12月19日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第74号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,377万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、職員の人件費でございます。

次に、議案書の12ページをお願い致します。

議案第75号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり。

平成29年12月19日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第75号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,532万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、職員の人件費でございます。

次に、議案書の13ページをお願いします。

議案第76号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。
別冊のとおり。

平成29年12月19日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の平成29年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第76号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出に17万4,000円を追加するものでございます。

補正の内容は、職員の人件費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤原幸雄） これから議案第68号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 給与関係についての質問というの、なかなか難しいわけでありませうけれども、先ほど総務部長の説明を聞いていまして、ちょっと参考のために聞いておきたいと思います。

まず、本俸については、あまり官民較差がなかったと、267円だということで本俸には手をかけないと。但し、手当については…

（「終わった。」の声あり）

○3番（佐々木嘉一） これまた失礼を致しました。すみません。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成29年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成29年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立全員です。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

ここで秋田県花卉種苗センターの移転・撤収について、3番佐々木嘉一議員から緊急質問の通告があります。

暫時休憩します。

午後 3時04分 休憩

.....
午後 3時10分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木嘉一議員の緊急質問の件を議題として採決します。この採決は起立により行います。佐々木嘉一議員の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、発言を許すことに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸雄） 起立多数です。よって、佐々木嘉一議員の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、発言を許すことは可決されました。

3番佐々木嘉一議員の発言を許します。

（「議長、議事運営について質問させてほしい。」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 追加提案として緊急質問を認めるか否かということの今、議長から採決あったわけですが、結果的に賛成多数で追加議案にするということなんですが、10分、何分か時間を議長からいただいて、私ども今これ一読しました。一読させてもらいました。気になることは、この本会議場で緊急質問の定義というのは、どういうふうになっているのかということ、やはり議長からはっきりと確認すべきじゃないかなと、緊急質問の定義というのは会議規則上あるわけですから、その範ちゅうなのか否かということのやはり判断をして、一つ一つ進めていかなきゃならないのではないかなということ一点、これは一読してみましたが、この文面の中で気になること、ちまたと、ちま

たの、例えば世間の、世間で言ってみればうわさされていると、ちまたの話だと。その2、3行下には、解体業者の選定の話も進んでいるということもあるやと、あるや。これらのやはり、私も国語の専門家ではないですが、少なくともこの本会議場で議論を俎上に上げるときは、やはり事実関係がきちっと根拠されていないと、本会議場でやはり質疑するという事は、逆に会議規則上、私は問題だと、私はそういう認識を持っていますので、もしその定義、あるいはちまたのうわさのものが、この本会議場で議論されたと。当然、緊急質問するという事は議論の対象になるわけですから、だとすれば、それを逸脱したものだとするならば前代未聞の潟上市議会に汚点を残すということになりかねないので、私はやはりこういう類のものは、議会運営委員会というものが設置されておるわけですから、我が議会は、そこでやはりきちっと、今、私が申し上げているような前段の整備をして、そして手順を追って進めていくと、議長の議事整理権を行使するというのが私は普通じゃないかなと、妥当なやり方じゃないかなと思いますので、議長から今一度その点も含めて、答弁あるのであればいただきたいし、あるいはまた、議長が議事整理権を行使して、2番堀井の主張がまず認めていただくとするならば、結果的にやはり議運の議を経ながら粛々と進めていって、後顧の憂いのないような質疑、追加提案というものの認定をしていくべきじゃないかなということを議事運営上、私から申し上げたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤原幸雄） 暫時休憩します。

午後 3時14分 休憩

.....

午後 3時14分 再開

○議長（藤原幸雄） 会議を再開します。

ただいま2番堀井議員から申されましたように、我が潟上市議会では議運もありますので、ここで議運で一回きちっともんでもらって、そしてまた本会議を開きたいと思えますので、よろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。何かこの件について。8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 普通、緊急質問というのは、もう明日あさってに、もうすぐそこに緊急事態、生命とか財産が脅かされるとか、そういうときに限っての私は緊急質問だと思うんです。この内容を見れば、一般質問でもできる内容でしょう。どこが緊急なのか

というようなことが疑問にあります。ですから、議会運営委員会で、これの内容をしっかりと議論して、それで本当に緊急なのかどうか、そこに焦点を当てて議論していただきたい、判断していただきたい、そういうふうに思います。

○議長（藤原幸雄） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 暫時休憩をして、この件について議会運営委員会を開いていただきたいと思います。

午後 3時15分 休憩

.....
午後 3時39分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

戸田議会運営委員長のご報告を求めます。

【議会運営委員長の報告】

○議会運営委員長（戸田俊樹） それでは、ただいま議会運営委員会を開催し、緊急質問について各委員からのご意見をいただきました。

結果、議長の採決がされておりました、一事不再議の結果、緊急質問を認めるという結果になりましたので、宜しくご理解をお願い致します。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木嘉一議員の発言を許します。

（「議長」の声あり）

○議長（藤原幸雄） 8番藤原議員。

○8番（藤原典男） 今、議運の委員長から一事不再議ということで、質問やるということになりましたけれども、この緊急質問に対する議運の意見は、いいのか悪いのか、そこら辺については議論したと思うんですが、その結果はどうなんでしょう。

○議長（藤原幸雄） 11番戸田委員長。

○議会運営委員長（戸田俊樹） この緊急性には欠けるというご意見はありました。しかしながら、議長の採決がされておるということに重きを置いて決定をしていきたいと思います。ということでございます。ご理解をお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 8番、いいですか。

○8番（藤原典男） わかりました。

○議長（藤原幸雄） 2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 私はね戸田議運の委員長の話を聞いて、あれっと思いました。一事不再議、一事不再議の範ちゅうというものは、緊急質問が議長の裁断によって決まったから一事不再議と、違いますよ。当局提案のものが議決されたというものに対象となるという解釈が正しいのであって、この緊急提案されたものが決めたから云々、いわゆるそごがある場合は、また議長の裁量権で私は可能だと、こういうふうに解釈していますから、そこら辺そうすれば上位機関に聞いてください。一事不再議の意味というものは、範ちゅうね、これまた限定的なものですよ。はっきり言って。だから、数が多ければすべて通るということにもなりかねない、議会にもあり得るわけだから、その点、一事不再議の、これはこういうケースだったと。それを議長の職権によって、また整理できるのかできないのかも含めて、もう少し時間をかけて、要するに今後の議会に汚点を残さないためにも、もう一度きちっと正確にひとつ論をしてほしいと思います。休憩して。

○議長（藤原幸雄） 今、堀井議員が申し上げましたいわゆる一事不再議の原則のことについても議論されました。このことについて私が言うまでもなく、戸田議会運営委員長が決めたことだから、議運のことの報告の中で戸田委員長から報告していただきたいと思います。私は公平無私でやっているから、議長判断って急にそう言われても、議長はあくまでも公平無私でやってるから、そこら辺をご理解いただければありがたいと思います。

2番堀井議員。

○2番（堀井克見） 一事不再議の決定を下した議会運営委員会の決定の仕方、その根拠、裏付けが乏しいのではないかと、問題あるんじゃないかということをお話しているんですよ。一事不再議というものは、当局が提案して議案の質疑をして一旦決める。可決する。その場合に対象になるのが一般的であって、この緊急質問云々に関しての決めたことが一事不再議の対象で、絶対覆されないということではないということをお話しているんだから、そこを休憩して、議長に責任取れとか、議長の判断をおおぐというよりも、議会運営委員長としてその任にある、責任ある方ですから、戸田委員長はね、そのことを今一度確認してほしいということをお話しているんですよ。

○議長（藤原幸雄） まず、私は思うに、第一義的に議会運営委員会がせっかく開きましたので、この際、戸田…

（「違う」の声あり）

○議長（藤原幸雄） いやいや、私、議長としてそのやり方しぼってるから、先ほど佐々木議員のこれを取り上げた。11人も起立して取り上げたから、これを下げるわけにいかないんですよ、正直言って。したがって、議運にかけた。議運でも同じようなことを今、おたくさんが言われたようなことも議論されたけれども、もっと深くやるとすれば、ただ、議長の判断だとか何どがってば…

○2番（堀井克見） 悪いども、今、休憩中。なぜ議会運営委員会が開かれるまでに至ったのかということ、考えてみてください。なぜこの文章が、休憩中に配られたでしょ、我々に。そして一読したでしょ。本会議場に取り上げるに足りない部分があると。問題部分あると。それらを含めて議会運営委員会でもって、少なくともこの潟上議会に汚点残さないための精査してほしいということの要請を受けて、議長は議会運営委員会を開かせたわけです。ところが、そこの部分の議論がどうなったのか。現実にもうすればこれ、ちまたのうわさであるやのことが、本会議場で議題になって質疑されるという前例になりますよ。だから、一事不再議というものの意味というものは、やはりちょっとそこは違うんじゃないかということなので、議長がどこまでも決まったからやるじゃなくして、今その問題を新たにまた提案、私は申し上げているわけだから、もう一回吟味をして、それで一事不再議に、原則に反するがゆえに、その採決したものがどこまでも優先していくんだということの再度の決定であれば私も飲みますよ、それは。しかしながら、飲んだとすれば、結果的には、ちまたのうわさだとかあるやの根拠、これ重大なもの、施設の解体の業者の選定の話も進んでいると。これ重大なことですよ、はっきり言って。あるやから始まって、ちまたから始まって、そういうことを我々はさておいて、この本会議場で緊急質問を許し、そして当局が答えたときのその後始末っていうのはどうなるのかということも非常に重要なことだということなので、私は後顧の憂いのないようにやってもらいたいということで老婆心、話していることですから、議長もう一回ひとつ懸命なる判断してください。

○議長（藤原幸雄） 先ほど堀井議員が言ったようなことも踏まえて、踏まえた中で、全員で採決した結果、佐々木議員の質問を認めるべきだと、これが最終決定なんですよ、正直言って、私から言わせれば。これが民主的な原則でございます。そういう中で、さらに議運を開いた結果、戸田委員長が申し上げたとおりでございますので、このまま佐々木議員の発言を許して、そして皆さんで議論したらいいかと思っておりますので、ひとつご理解いただければ大変ありがたいと思います。

この件については、よろしゅうございますね。8番藤原議員。

- 8番（藤原典男） 先ほど議運の委員長のお話ありました。それから議長のお話ありました。いろいろな取りこぼしとかいろいろありますけれども、みんなで決めたことですので、会議を続行していただきたい、そういうふうに思います。宜しく申し上げます。

【追加日程第1、緊急質問の件について】

- 議長（藤原幸雄） 3番佐々木嘉一議員の発言を許します。3番佐々木議員。
- 3番（佐々木嘉一） 3番佐々木であります。私が緊急質問ということで出したところ、皆さんにそれぞれ大変ご迷惑をおかけしていることに対して、まずおわび申し上げたいと思います。したがって、その前に、皆さんにお配りしてありますこの文章の中から「巷間」という文字ですが、最近になって、それから「そして施設解体云々」から「聞き及んでおります」というところを、ひとつ削除していただきたいと思います。

（「おがしべや。」の声あり）

- 3番（佐々木嘉一） いや、まずいずれそのようなことで前例を残して将来の潟上議会に汚点を残すようなことがあれば困りますので、それをひとつ、まずもって今、発言を許されましたのでお願いしたいと思います。削除します。

（「それおがしべ。それはおがし。状況変化によって・・・」の声あり）

- 議長（藤原幸雄） 発言中だから、ちょっと待ってください。

3番、どうぞ。

- 3番（佐々木嘉一） まずそのことがもし認められなければ、そのまま読みます。ただ、私としていろいろと後顧の憂いのないように、これは削除した方がいいのかなということをお考えしたので今申し上げた次第であります。

- 議長（藤原幸雄） 佐々木さん、だから…

- 3番（佐々木嘉一） もしこのままでよければ、このまま読みますよ。

- 議長（藤原幸雄） 発言してください。

- 3番（佐々木嘉一） 緊急質問。

質問事項。秋田県花卉種苗センターの移転・撤収について。

3番佐々木嘉一です。

ブルーメッセの一角に位置する秋田県花卉種苗センターは、旧昭和町が稲単作からの脱却を目指し、農家所得向上を目指し、「花のまちしょうわ」を標榜し、ガラス温室に

よる寒冷地におけるバラ、キク栽培に取り組んだことが「花のまちしょうわ」の事業の始まりでありました。こうしたことから、旧昭和町では、秋田県としても花卉栽培の歴史と実績は乏しく、秋田県の花弁振興のために、秋田県に対し「秋田県フラワーセンター」の設置、運営を要望した経緯がありました。こうしたことから、秋田県においてもフラワーセンター実現に向けて検討され、現在の昭和農業総合管理施設と併設する形で秋田県花卉種苗センターとして用地取得と施設建設を進め、花卉種苗の養生施設、展示観賞温室、管理施設等を整備しました。

昭和農業総合管理施設（直売所）とレストラン、展示観賞温室、観賞温室はA棟・B棟にあります、は、総合して「ブルームッセ」と称し、道の駅にも指定され、昭和総合開発株式会社がその運営管理に当たって今日に至っていることに関してはご案内のとおりであります。

最近になって昭和地区の秋田県花卉種苗センターが秋田市雄和にあります秋田県農業試験場に統合・移転することが決まっているということでもあります。このことに関しては、当然にして市当局への意向の伝達や協議があったものと思いますが、どうでしょうか。このことは事実でしょうか、お伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 3番佐々木嘉一議員の緊急質問にお答え致します。

秋田県の花弁種苗センターの移転・撤収についてであります。現在、秋田県では県が所有する公共施設の整理、統廃合を検討しており、その一環として花卉種苗センターについても種苗需要の減少や施設の老朽化等の理由により、一部機能の廃止や統廃合、譲渡を平成31年度をめどに検討しております。

このことについては、以前に種苗センター全体の譲渡、受け入れの打診が県からありましたが、潟上市としましては、維持管理費のみかかり増しになる用途のない施設及び土地についての受け入れはできないと回答しております。但し、観賞温室及び花の広場については、道の駅の有力な集客施設として機能していることから、潟上市として受け入れする方向で調整を現在進めているところであります。

県としましては、潟上市に譲渡しない施設は、すべて解体し、土地は更地とする方向であり、設計費を平成30年度当初予算に計上する予定であると伺っております。

市としましては、譲渡していただく施設について、できるだけ県から修繕して、それ

から譲渡していただくよう交渉しているところであります。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 3番、再質問ありますか。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） ただいまの答弁の中で、以前、打診がありましたというお話がありますが、その「以前」というのはいつ頃ですか。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

その「以前」というのは、平成28年5月に種苗センターの全体の受け入れの打診がありましたが、それまでの今までの協議の中で、そうすればどこまで受け入れるのか等、受け入れた場合、どこまで修繕して受け入れて、どの範囲まで市のものになるのかというのを、ようやく最近になって決まったことによりまして今までかかっている現状であります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） いずれ県の方も市の方も、いずれ運営している施設を廃止、あるいは移転するというは大変なことだと思いますけれども、いずれ28年の5月といえ、もう1年半も2年も前の話になるわけですね。私はどっちかという、そのことについてやはり決まってからということじゃなくて、そういう方向で協議しているとすれば、行政報告の中であっていいのではないのかなということ常々考えていたんですけども、いずれ今回、12月定例会で緊急質問という形で出したけれども、いずれ大変な課題を抱えますけれども、あくまでも県と協議によって先に進む問題ですので、そうした面からしますと、突然というふうな、私としては突然の話ですが、やはり前もってお話があった時点で、やはり行政報告として報告しておくべきことではないかなということでありました。いずれ今回は、そのことが事実でありますので、今後ともひとつ精力的にいろいろお話を、いいような形で譲渡できるような方向を検討していただきたいということを申し上げまして終わります。

○議長（藤原幸雄） これをもって3番佐々木嘉一議員の緊急質問を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて終了しました。

ここで総務部長より発言の申し出がありますので、これを許します。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 私からは、平成29年12月12日に発生しました天王地区下浜山海

岸に漂着した国籍不明の木造船について報告させていただきます。

12月12日午後2時40分頃、出戸浜海水浴場の北西約1キロの海岸、砂浜でございますが、そこに木造船1隻が漂着しているのを巡回中の五城目警察署員が発見しました。その後、秋田海上保安部、警察署、市担当者が現場の状況を確認に行きましたが、天候が悪化し、周囲も暗くなってきたことから、翌日に再度現場の状況確認を行うこととしました。

13日の現場確認では、木造船が転覆した状態で砂浜に打ち上げられていたため、警察署員が電動カッターで木造船の側面に穴を開け、船内を確認したところ、ご遺体が2体発見されました。

翌14日には、男鹿地区消防署の協力を得ながら、再度、船体の側面に穴を開けて船内を確認した結果、船内には不審なものが見当たらないことから、警察は調査を終了し、木造船は市に引き渡しされております。

発見された2名のご遺体につきましては、警察の検死、司法解剖が終了した後で市へ引き渡され、行旅死亡人として18日に火葬を行いました。

また、漂着した木造船につきましては、一般廃棄物として取り扱われるため、市で引き受けてから県に木造船の解体、運搬までの処理要請を行う予定で、その後、市のクリーンセンターで焼却処分を予定しております。

なお、関係経費につきましては、県と協議の上、対応していくこととなります。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 次に、産業建設部長より発言の申し出があります。これを許します。菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 私からは、企業誘致関連事項についてご報告致します。

この度、東京都千代田区に本社のある東洋熱科学株式会社が昭和工業団地に工場を新設することになりました。同社は、主に商業用温度センサーを開発、製造しており、現在、男鹿市船越で工場を操業しています。同社は韓国工場で生産している工程を秋田への集約を進めており、現工場では手狭になったことから新たな工場用地の確保を検討中でした。

今回、工場用地を選定するに当たり、当市工場等設置奨励条例による奨励措置が決め手となり、昭和工業団地に5,000平方メートルの用地を取得し、工場を新設するものであります。

操業開始は平成30年12月予定で、来年5月頃から工事に着手する計画となっております。

操業時の従業員は19名で、うち14名は男鹿市の工場からの異動となりますが、新設に当たり新たに5名の採用を予定しております。

今後事業拡大に伴い、随時従業員を採用していく計画となっております。将来計画と致しましては、主に取引している自動車業界からの需要が今後も伸びると予測されることから、さらに事業拡大しつつ生産額を現在の1.5倍の約7億円を目指しているとのことでございます。

また、秋田県では、この度の新設に伴い、誘致企業として認定し、明日、市役所にて認定交付を行います。工場等設置奨励条例に伴う関連予算の計上については、事業費が確定する平成30年6月定例会を予定しております。

以上、報告と致します。

○議長（藤原幸雄） 最後になりましたが、市長より発言の申し出があります。これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 本定例会の最終日にあたり、議員の皆様方に御礼とごあいさつを申し上げます。

本定例会には、人事案件、条例案、予算案等、多数の案件を熱心にご審議いただき、また、ご賛同いただき、そのことに関して厚く御礼申し上げます。

最後にありました、いわゆる秋田県の花弁種苗センターの件、私の方からも一言申し上げます。

本案件は、未だに秋田県と調整中の案件でございます。ただ、秋田県の方は、公共施設の整理、統廃合という全体の計画がある関係で、そういったものが県議会の方に出ているというふうに私の方では聞いております。

そういった秋田県という相手のある状況でもあり、今回の行政報告になじむかどうかという判断の中で、次期定例会に至っては、予算等も固まってまいりますので、その段になって皆様方にご報告申し上げようということをしておりましたが、今のご指摘もあつたとおり、そういったものも途中の経過においてもご報告すべきこともあり得ることのご示唆をいただきました。ただ、先ほど申し上げたとおり、秋田県という相手のあることでもあるため、交渉事でもあるため、なかなかそれがこの段になって行政報告の案件には至らなかったということの事情をご理解いただけるようお願い申し上げます。

ます。

年の瀬も押し詰まってまいりました。来年も引き続きご指導賜りたく思っておりますが、来年2月には潟上市議会議員選挙もございます。議員各位におかれましては、それぞれの政治信念と信条をもとにしてお決めになるということだと思っております。いずれにいたしましても、議員、議会選挙に立候補、立候補いかんにかかわらず、これまで同様のご指導をいただけますことをお願い申し上げます。

今日の昼のニュースの中でも秋田市にいわゆるミサイルの施設が造られるかもしれないというニュースもございました。そういった国から県、そして潟上市とまたがる案件から、潟上市個々の課題もまだまだ多数ございます。しかし、私は一貫して言い続けております。課題があるからやる気になるし、課題があるから楽しいのだと。そのためには、私、再三申し上げているとおり、議員各位からのご指導、そして対話、そして交流、その中で必ず私は課題を解決するものが見つかってくるというふうに固く信じております。来年にあたっては重ねてご指導をお願いいたしますとともに、年の瀬、良いお年をお迎えになることをお祈り申し上げまして最終日のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） 私から、議長として一言皆様にお礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

このたび、今日まで市当局並びに議員各位より、議会運営にあたりましては、特段のご支援とご協力を賜っておりますことに対しまして、まずもって敬意と感謝を申し上げます。

間もなく年の瀬も迎えます。皆さん、来年もまた良い年でありますことを心からご祈念を申し上げ、大変粗辞ではございますが、私のお礼のごあいさつにかえさせていただきます。

これをもちまして、平成29年第4回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうもご苦勞様でございました。

午後 4時08分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 雄

〃 署名議員 大 谷 貞 廣

〃 署名議員 伊 藤 正 吉